

モトガッコ

トライアル・サウンディング実施要項



目次

1. 目的
2. 期間
3. 実施プロセス
4. 参加条件
5. 利用申請方法
6. 事業実施にあたって
7. モニタリング・ヒアリング（予定事項）
8. 留意事項

**MOTO
GA_{GO}**
ALL FOR THE SMILE OF ALL



1. 目的

今回の実施工アリ亞は、モトガッコ北側で町道に隣接した狭小エリ亞です。春には目の前に広がる河川公園に植えられた桜を、夏にはアジサイをと、四季折々の景色を楽しむこともできますが、このエリ亞には、大型の浄化槽が設置されているためウッドデッキなどを常設することができず、ポテンシャルを発揮しきれていないエリ亞になってしまっています。

今回の事業は、モトガッコと河川公園の間にあるこのエリ亞のポテンシャルを、民間事業者の皆様が持つ優れたアイディア・ノウハウによって有効活用する方法を見出すことが目的です。

※トライアル・サウンディングとは、公共施設などで暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間実際に使用してもらい「対話」を通じた市場調査を行うことです。

※「モトガッコ」は、旧石川小学校の校舎をリノベーションした複合施設で図書館などの生涯学習機能や、児童クラブなどの児童福祉機能のほか、住民票発行などの一般行政機能を備えています。また、施設運営や施設主催事業に参加・参画したいボランティアを育成・支援し町民に開かれた施設として、官民協働を目指した管理運営体制の構築を目指しています。



施設情報	
施設名	石川町文教福祉複合施設（モトガッコ）
住所	〒963-7852 福島県石川郡石川町字関根 165 番地
現状	年間利用者数 約 70,000 人 (R2 年度) 施設の機能 ・公民館 ・貸館 ・図書館 ・屋内遊び場 ・屋外遊び場 ・オープンスペース ・多目的トイレ ・自動販売機 ※駐車場 (256 台)



※エリ亞面積

$$17m \times 5m = 85 m^2$$

2. 期間

日程	内容
令和3年9月	実施要項の策定・公表
令和3年9月～令和4年3月	事業者の募集・申請受付(随時) 許可・事業実施(随時)

3. 実施プロセス

項目	内容
事前相談・現地調査	事業者から希望があれば事務局と日程調整のうえ 随時実施
申込受付	暫定利用を希望する申込を受け付けます。 申込の際に必要書類(5.利用申請方法で明記)の提出。
提案審査	今回のトライアル・サウンディングの趣旨に合致しているか、事務局で審査します。
使用許可	使用許可書の交付
暫定利用	事業を実施
モニタリング・ヒアリング (実績報告)	暫定利用中及び終了後に使用実績の報告を行う。 終了後は実績報告書を提出。
本格活用の検討	実績報告をもとに本格活用の検討を行います。

4. 参加条件

(1) 事業者に関すること

①事業者要件

トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者は（以下「利用希望者」といいます。）提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する次の者とします。

- (ア) 民間企業、NPO法人等の法人
- (イ) 個人事業主
- (ウ) 任意団体

※事業者規模・法人格の有無は問いません。

※グループ（複数の企業・団体等の共同体）での応募も可能ですが、この場合には参加表明時に利用希望者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

②除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者はトライアル・サウンディングに参加することができません。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するもの。

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
第32条第1項各号に掲げる者

(イ) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者

(ウ) 石川町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(エ) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税を滞納している者。

(オ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としているもの。

(カ) その他、町が利用希望者として適切ではないと判断した者。

(2) 提案要件

①提案内容に関する事項

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

(ア) 複合施設（モトガッコ）に関するものとします。

(イ) 確実に実施できる利用内容とします。

(ウ) 複合施設（モトガッコ）を利用する町民等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。

(エ) 暫定利用にあたって、町の財政負担を求めるものではないこと。

②提案の対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

(ア) 政治的または宗教的活動

(イ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

(ウ) 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

(エ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動

(オ) 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動

(カ) その他、町が本事業との関連性が低いと判断する行為

5. 利用申請方法

（1）書類提出

利用希望者は、次の書類を提出してください。

① 事業概要（任意様式）

以下の事項の記載が必須です。

利用希望者名・暫定利用時の事業内容・エリアの利用範囲・スケジュール・連絡先

※利用期間は、最短1日～最長1ヶ月程度とします。

※各種イベントが重なった場合などは、日時の変更をお願いする場合があります。

② 納税証明書

③ 行政財産使用申請書（町様式）

④ 誓約書（町様式）

⑤ その他、町が求める資料

6. 事業実施にあたって

（1）責任及びリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、利用希望者が実施する事業については、利用希望者が責任を持って遂行してください。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として利用希望者が負うものとします。

（2）許可証の取り扱い

使用許可書が交付された利用希望者は、許可書に記載された条件のとおり公共施設を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、事業に必要となる使用許可書を携行するようにしてください。

（3）事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、町から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただきます。

また、コロナ禍での暫定利用となりますので、感染状況によって暫定利用を中止する場合がございます。

7. モニタリング・ヒアリング（予定事項）

（1）期間終了後に行われるヒアリングで、利用希望者は利用実績などをまとめた資料を町に提出するものとします。

① 暫定利用をするうえで生じた施設上の問題

② 暫定利用期間中の集客者数、顧客ニーズ

③（収益事業の場合は）暫定利用期間中の売上高、収益状況

④ 施設に求める設備、機能、条件等

⑤ 継続的な事業実施にあたって必要となる条件等

(2) その他

モニタリング・ヒアリングについては暫定利用期間中及び期間終了後に実施します。

8. 留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びに、実施に係る費用は利用希望者の負担とします。また、電気・水道代については通常の使用量（トイレ、手洗い、衛生管理、安全管理のための照明等）を大幅に超えて使用する場合別途使用料を徴収いたします。なお、行政財産使用に関する費用は免除することといたします。

(2) 新型コロナウイルス感染症による規制

感染症拡大防止のため、酒類、飲食物の提供をお断りする場合がございます。

(3) 提出書類の取り扱い・特許権等

①著作権の取り扱い

提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

②特許権等による責任負担

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った利用希望者が負うものとします。

③無断使用の禁止

利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

(4) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時に置ける法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

(5) その他

提案の実施に当たっては、当該施設の現運営事業者及び町所管課と十分協議の上行うこととします。

事務局・お問い合わせ先

石川町 文教福祉複合施設（モトガッコ）

生涯学習課 生涯学習係

TEL : 0247-26-2566 FAX : 0247-26-4992